

# 全国安全週間を迎えるにあたって

大垣労働基準監督署長

## 全国安全週間

平成 30 年の全国安全週間が、「**新たな視点で見つめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災**」のスローガンの下、7 月 1 日から 7 日までの間、全国的に展開されます。

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 91 回目を迎えます。

産業安全に関係する皆様方の不断の努力の結果、各種安全活動や労働災害防止対策をとおして安全水準は着実に向上しており、全国的にみると労働災害は長期的には減少していますが、平成 29 年については、「死亡災害」が 3 年ぶり、休業 4 日以上「死傷災害」が 2 年連続で、前年を上回っています。

近年の労働災害発生状況を見ると、死亡災害こそ減少しているものの依然として年間約 1,000 人が亡くなっており、いまだその水準は低いといえません。

また、第三次産業の労働者数の急速な増加や労働力の高齢化もあって、労働災害による休業 4 以上の死傷者数に至ってはかつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口や視点での対策が求められています。

このような状況を踏まえて今年度のスローガンは、従来から取り組んでいる安全活動に新たな視点を取り入れるとともに、労働災害防止のための努力を惜しまないことで、安全な職場環境を形成するよう呼びかけています。

働く方一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場で一人の被災者も出さないという理念の下、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要です。

## 労働災害発生状況（大垣署）

平成 29 年は、「第 12 次労働災害防止計画」（以下「12 次防」という。）の最終年でした。同計画では、死傷者数の目標を「平成 29 年において、平成 24 年と比較して 15%以上減少させること。」としておりました。

大垣労働基準監督署においても同計画に基づき労働災害防止対策を推進致しましたが、平成 29 年の

休業 4 以上の死傷災害は 368 件と前年に比べ 8 人（2.2%）増加し、3 年連続で増加しました。また、死亡災害は 2 件減少し 1 件となりました。

その結果、「12 次防」における死傷者数の減少目標（具体的には、328 件以下）を達成することができませんでした。

## 第 13 次労働災害防止計画

労働災害防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第 13 次労働災害防止計画」（以下「13 次防」という。）が、平成 30 年度を初年度として新たに展開されます。

### ▶ 計画期間

2018 年度から 2022 年度までの 5 か年を計画期間とする。

### ▶ 計画の目標

#### ① 死亡災害

死亡者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 15%以上減少させる。

#### ② 死傷災害

2017 年と比較して、2022 年までに 5%以上減少させる。

#### ③ 重点業種の目標

- ・建設業、製造業及び林業については、死亡者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 15%以上減少させる。
- ・陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店については、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5%以上減少させる。

#### ④ 上記以外の目標

- ・仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を 90%以上（71.2%：2016 年）とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上（56.6%：2016 年）とする。
- ・ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を 60%以上（37.1%：2016 年）とする。
- ・化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシー

ト（以下「SDS」という。）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上（ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%：2016年）とする。

- ・第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
- ・職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。

全国安全週間・準備期間を契機に、皆様の事業場において、さらなる安全衛生の確保が図られ、就業される皆さんが安全・健康に働ける職場が確立されることを祈念致します。

## 最後に

全国安全週間・準備期間の間に、以下の項目について点検（Check）・見直し（Act）を実施していただきますようお願いいたします。

- ① 経営トップの姿勢・役割：社長の所信表明はされているか？ 統括管理はできているか？  
現場で起きていることが、経営トップに正しく伝わっているか？
  - ② 安全活動の充実：職場巡視、危険予知、「見える化」等の安全活動の提案、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化されているか？ 全員参加か、担当者だけか？
  - ③ 災害の再発防止：労働災害の記録は、整備されているか？ 原因分析はされているか？  
再発防止対策は徹底されているか？
  - ④ 安全教育：安全教育は、計画的・効果的に実施されているか？  
就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等では、有資格者を選任しているか、又は、有資格者が充足しているか？  
トップ層から第一線の現場労働者までの階層別の安全教育（雇入れ時及び作業内容の変更時、危険業務従事者等に対する安全教育並びに安全管理者等に対する能力向上教育を含む）は実施されているか？
  - ⑤ 安全委員会：労働者の参画等による実施体制は確立されているか？  
マンネリしていないか？ 法令で定められた事項は付議されているか？
  - ⑥ 作業標準・安全作業マニュアルの整備：金庫に大切に保管されているか？ 現場で使用されているか？ 定期的な見直しは図られているか？
- ※「13次防」の“8つの重点項目”や全国安全週間実施要綱に記載された実施者（事業者）の実施事項にご留意いただき、職場の安全活動や必要な措置等が適切に実施されているか、確認していただきますようお願いいたします。